

# 北海道理学療法士会実施の選挙運動について

公益社団法人北海道理学療法士会  
選挙管理委員会

本書は、選挙運動に関する注意事項及び、FAQ を記載する。特にインターネット(SNS やウェブサイト等)を利用する際には、選挙違反に該当しないよう注意が必要となる。

## 【選挙運動について(選挙実施要綱抜粋)】

立候補者は、公序良俗に反する選挙運動、公職選挙法に抵触する運動を行い、又は関与してはならない。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により嚴重注意、戒告、立候補取り消しを行うことがある。選挙違反の適用は公職選挙法を参考とする。

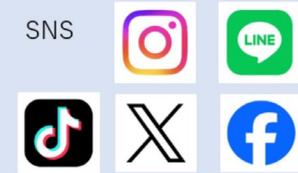
## 【インターネットを利用した選挙運動の注意事項】

インターネットを利用した選挙運動を行う候補者は、立候補申請時に使用する媒体の情報(SNS の種類・アカウント等、ホームページの URL 等、その他の情報)を選挙管理委員会に届け出ること。無届でのインターネットでの選挙運動は選挙違反となり、悪質な場合は立候補・当選取り消しを行うことがある。

## 【選挙運動の注意事項】

実施要綱記載の選挙運動について、インターネットを利用した場合の違反の具体例を記載する。下記以外の事項については、選挙管理委員会にて協議し、選挙管理委員長が違反と判断した場合は状況により嚴重注意、戒告、立候補・当選取り消しを行うものとする。

また、SNS の利用に関しては、立候補者による選挙運動は認めているが、有権者等による選挙運動は認められていない。選挙の周知を目的として立候補者の発言に対しリポストやシェアを行う事については問題ないが、有権者による応援行為及び誹謗中傷の書き込みは禁止とする。

インターネットを利用した 選挙運動の種類	立候補者 (会員)	支部 有権者(会員)	
		選挙の周知	応援
WEB (HP・ブログ等) 	○	○	×
SNS 	○	○	×
メール・電話・郵送・訪問 	×	×	×

## 【電子メール・電話・はがき等での選挙運動の禁止】

今回の選挙では、電子メール・電話・はがき等での選挙運動を禁止する。

※詳細は、別紙「選挙運動 Q&A」を参照

参考資料

【総務省ホームページ】

[https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo10.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html)

【総務省ホームページ:インターネット選挙運動に関するチラシ】

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000427851.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000427851.pdf)

【総務省ホームページ:インターネット選挙運動ガイドライン】

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000222706.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000222706.pdf)

以上